

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可のご案内

駐車許可の対象車両については、

- ・ 医師や看護師等の医療関係従事者が訪問診療や訪問看護等に使用する車両
- ・ 訪問介護や訪問入浴介護、訪問リハビリテーション等に使用する車両
- ・ その他上記車両と同様に扱うべき車両

としており、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、訪問診療等の社会的な重要性が増加している実情等に鑑み、申請書類等についても手続の簡素化、柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めております。

※ 令和7年3月から駐車許可の期間を最長1年に変更しました。

緊急やむを得ない場合等の申請等、詳細については、管轄する警察署までお問合せください。

※ 訪問入浴介護の従事車両は、車両の使用形態によっては、駐車許可ではなく、道路使用許可による対応となる場合があるので、管轄する警察署へお問い合わせください。

なお、駐車許可は、警察署ごとに地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じて行っているものであり必ずしも全ての場合に許可が行われるわけではありません。